

戸籍証明書（謄・抄本）等交付申請書【 郵送請求用 】

(宛先) 東 大 阪 市 長

令和 5 年 11 月 1 日

請求者	住所	東大阪市荒本北1		TEL	※日中に連絡がつく電話番号をご記入下さい。 090-1234-5678
	氏名	東大阪 次郎	生年月日 H4年5月6日		
	筆頭者との続柄	長男	※本人以外からの請求の場合は直系親族であっても親族関係を確認できる書類や委任状が必要な場合があります。 ※第三者からの請求の場合は、権利義務関係がある等の正当な理由が確認できる疎明資料が必要です。		

手書きまたは
記名押印してください。

※戸籍の附票を請求する場合は自署または押印が必要です。左記以外の請求は押印不要です。

必	本籍	東大阪市 荒本北1丁目1番	ふりがな筆頭者氏名	ひがしおおさか たろう 東大阪 太郎	
	ふりがな必要な方の氏名	東大阪 次郎	生年月日	明・大・昭(平)・令・西暦 4年5月6日	
要	<input type="checkbox"/> 戸籍	<input type="checkbox"/> 全部事項証明書 (謄本)	450円	通	<input type="checkbox"/> 出生～死亡までの連続した戸籍
	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍	<input type="checkbox"/> 個人事項証明書 (抄本)	750円		<input type="checkbox"/> (出生・死亡・婚姻・離婚)の記載のあるもの
	<input type="checkbox"/> 除籍				<input type="checkbox"/> その他 ()
証	<input type="checkbox"/> 戸籍附票	<input type="checkbox"/> 全部証明 <input type="checkbox"/> 個人証明	300円	通	下記項目は原則として省略となりますので、必要であれば√印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者の表示 <input type="checkbox"/> 在外選挙人の表示 ・必要な住所履歴があれば、下記に記載して下さい。 から までの住所履歴
	身分証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 後見登記の通知を受けていない (禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない) <input checked="" type="checkbox"/> 破産宣告の通知を受けていない	1		1通(2項目)600円 (左記の必要事項のどちらか一方のみの場合) 1通(1項目)300円
書	<input type="checkbox"/> 受理証明書 350円 (上質 1400円)			通	届出日: 年 月 日 出生・死亡・婚姻・離婚・その他 ()
	<input type="checkbox"/> 届書記載事項証明書 350円			通	届出日: 年 月 日 出生・死亡・婚姻・離婚・その他 ()
	<input type="checkbox"/> その他証明書 (手数料はお問い合わせください。)			通	(内容)

請求の理由	<input type="checkbox"/> 戸籍届出 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 資格取得 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 保険 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ～請求の理由を詳しくご記入ください～ 警備会社へ就職するため (提出先を記入してください⇒ ○○警備(株))
-------	---

※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は、届出の日、種類及び提出先を記入してください。
令和 年 月 日に () の () 届を () 市・区・町・村に提出

封入金券	郵便定額小為替	600	円	返信用切手	84	円
------	---------	-----	---	-------	----	---

- お願い
 - ※申請者の本人確認書類の添付が必要です。市ウェブサイト内「郵便等による各種証明書請求時の本人確認」をご覧ください。 <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000003235.html>
 - ※郵便定額小為替は表面・裏面とも何も記入せず、払渡票部分も切り離さないで送付して下さい。
- 注意事項
 - ※偽りその他不正な手段により交付を受けた者は刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。
 - ※プライバシー侵害につながるような不当な請求には応じられません。